

令和8年度 京都市建設局 業務プロセス最適化及び DX推進支援業務に関するプロポーザル仕様書

1 件名

令和8年度 京都市建設局 業務プロセス最適化及びDX推進支援業務

2 業務の目的

人口減少社会において、道路、河川、公園といった公共土木施設の整備や維持保全を担う土木、造園等の技術職員の高齢化や担い手不足が課題となっている。将来にわたり、まちづくりの基盤となるインフラ整備や維持保全を適切に行い、市民サービスを維持・向上していくため、建設分野におけるDXを加速化し、更なる業務の効率化、生産性向上を図ることを目的とする。

具体的には、建設分野における様々な業務の現状を踏まえ、業務内容に応じたデジタル技術の導入を検討する。これらの取組を体系化し、中長期的な視点で組織全体のDXを推進するため、デジタル技術導入による業務効率化手法を検討するとともに、取組みの優先順位を明らかにする。

3 契約期間

契約日の翌日から令和9年3月31日まで

4 契約上限額

6,500,000円(税込)

5 業務の内容

受託者は、京都市建設局と緊密に連携し、以下の業務を行うこと。

(1) 現状業務の可視化・課題分析

ア 建設局内の主要業務(工事監理、維持管理、許認可、境界明示、用地事務等)について、現状の業務フロー、使用システム、所要時間(工数)等を調査・分析すること。

イ 各所属へのアンケート調査及びヒアリングを実施し、業務のボトルネック、データのサイロ化(散在)、属人化している業務(暗黙知)の実態を洗い出すこと。

ウ 年に一度の大規模な人事異動に伴うアカウント権限設定の負荷軽減や、組織単位でのアクセス制御への移行など、運用・組織面での仕組みづくり(BPR)に向けた課題解決も検討の対象とすること。

(2) 重点業務におけるBPRの実践(パイロットプロジェクト)

ア (1)の業務に基づき、DXによる改善効果が高いと見込まれる2~3の具体的な業務を「パイロット業務」として選定すること。

(想定例:道路明示業務における現地調査・回答プロセス、AppSheetを活用した現場点検報告、Googleドライブを活用した工事成果品の一元管理等)

イ 選定したパイロット業務について、単なるノーコード・ローコードツールの活用にとどまらず、kintone(ワークフロー・権限管理等)と「Google Workspace(現場でのAppSheet活用、Gemini、大容量データ管理等)」それぞれの強みを活かしたハイブリッド構成や、両者間のデータ連携を前提とした「あるべき姿(To-Be)」の

業務フローを設計・構築すること。

ウ 実際に現場での試行運用を行い、削減された工数や業務品質の向上などの定量的・定性的な効果検証を行うこと。

(3) 「(仮称)京都市建設局DX推進に向けた取組方針」の策定

ア (1)及び(2)の業務を踏まえ、これらの取組を体系化し、中長期的な視点で組織全体のDXを推進するための全体方針を策定すること。

イ 本指針には以下の要素を盛り込むことを想定している。

① DX推進のビジョン・基本方針

② 重点施策とKPI(成果指標)の設定:Google Workspace 全職員活用の定着化、データ連携基盤の構築構想、暗黙知のデジタル継承(ナレッジベース化)等を含むこと。

③ 実行計画:将来3~5年程度の具体的な導入スケジュール、体制整備、人材育成方針。

④ 費用対効果の試算:システム投資に対する業務削減効果等の整理。

6 実施スケジュール

詳細なスケジュールについては、本市と調整を行うこととするが、基本となる実施工程として以下を主要な工程として提案を行うこと。

(1) パイロット業務の選定:契約締結後、速やかに現状分析に着手し、令和8年7~8月頃までに各所属へのアンケート調査及びヒアリングを終え、パイロット業務を選定のうえ、試行運用を開始すること。

(2) 中間報告の実施:次年度予算要求の基礎資料とするため、令和8年9月までに、パイロット業務の検証結果やロードマップの素案等をまとめた中間報告(中間成果の提出)を行うこと。

7 実績、実施体制等の要件

(1) 平成28年度以降に完了し、国又は地方公共団体のいずれかが発注した業務で、本業務と同等若しくは類似する業務実績(DX推進業務)があること。

(2) 本業務を確実に履行できる体制を設けるとともに、受託者側でプロジェクトマネージャーを設置し、プロジェクトの管理を行うこと。

(3) 本市との窓口はプロジェクトマネージャーが行うこと。

8 成果物

本業務における成果物は以下のとおりとする。

(1) 実施報告書

(2) その他、コンサルティングで使用した資料等

(3) 業務改革につながる改善策の運用手順書等及び整備した業務マニュアル等

(4) ICTツールを用いた場合の具体の改善策(作成したアプリケーション等)

9 その他

(1) 業務遂行にあたり、知り得た個人情報、個人情報保護法及び京都市個人情報保護条例に則り適切に管理すること。

(2) 業務の遂行に当たっては、本市と十分に協議して実施すること。

(3) 本業務にかかる成果物の著作権は、すべて本市にあるものとする。

- (4) 本仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が発生した場合は、本市と受託者が協議の上、業務を進めるものとする。